

ID: 141

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ふれあい農園条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成17年規則第114号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる理由に該当するときは、その一部又は全部を還付するものとする。 (1) 使用者の責めによらない理由で貸付けができなくなったとき。 (2) その他相当な理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日